

茨城県が目指す人財像

どのような時代においても生き抜く逞しさを備え、幅広い知見・知識を持ち、それらを活用して自ら挑戦し、周囲を巻き込みながら問題の本質的課題を解決していくアントレプレナー精神に溢れる人財

現状と課題

第4次産業革命の進展に対応した質の高い教育の確保、人口減少・地域偏在が進む中での児童生徒数の減少、学校の小規模化などに対応した新しい教育体制の構築が急務

取組の方向性

- 自ら見出した課題に主体的に関わり、多様な他者と協働したり、多様なツールを活用したりするなどして深く学ぶことにより、課題を解決することができる人財を育成する。
- より質の高い教育を確保するため、EdTechの導入、高度な専門性をもつ人財を活用するための新たな免許状制度の創設、また、それらの人財を活用した遠隔教育を進めていく。

実現のための方策

1 遠隔教育の実施（特区申請）

- ・高度な専門性をもつ人財を活用した質の高い授業の実施

2 新たな免許状制度の創設（特区申請）

- ・独自の免許状制度を創設することにより、外国語教育、プログラミング教育等、質の高い教育機会の提供

3 EdTechの導入による最新の教育環境の実現

- ・ICTを活用した一人一人の能力や適性、学習状況に応じた学びの「個別最適化」と「協働化」
- ・協働的な学びをファシリテートする教員の支援



- オールイングリッシュによる通年での英語授業の実現による英語力の育成
- 最先端な知識を有する研究者等によるプログラミング教育の実現による論理的思考力の育成
- EdTechを活用した主体的な学びと協働による学びの実現による課題解決能力の育成（今後、モデル校選考予定）

小中学校等における遠隔教育

教育庁学校教育部義務教育課
指導G (029-301-5226)

現状と課題

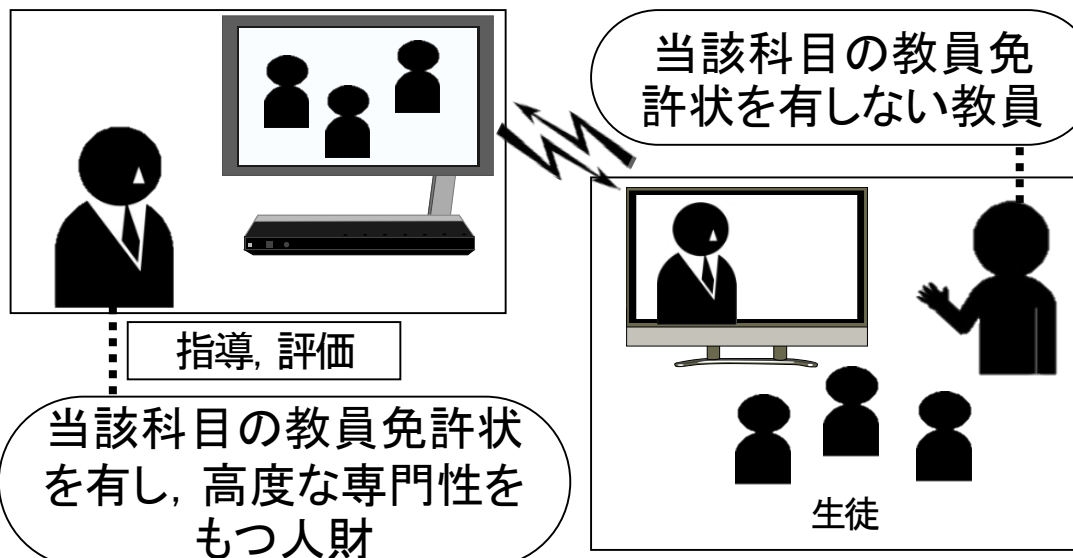
- ◇ 受信側の教室等に当該科目の教員免許状を有する教員がいれば、双方向型の授業実施が可能
- ◆ 中学校において、受信側の教員が当該科目の教員免許状を有していない場合には、遠隔教育が認められない

提案の具体的内容

- 高度な専門性をもつ人財による遠隔教育の実施

遠隔地（配信側）

教室等（受信側）



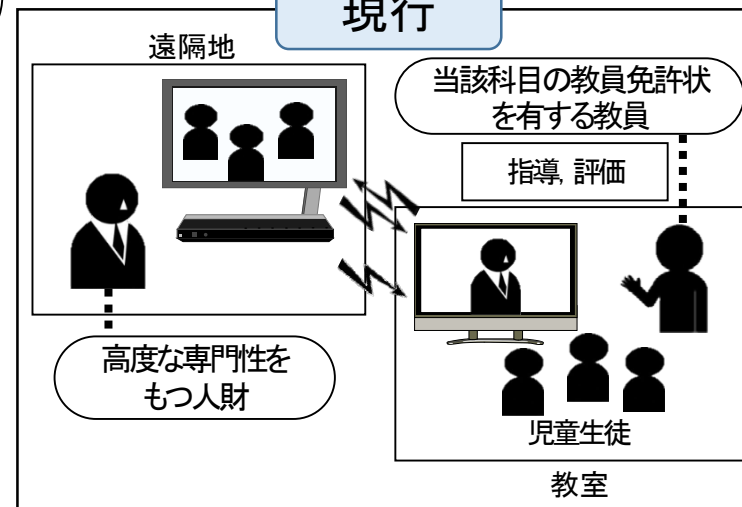
・教室にいる教員と連携を図り, 評価を行う

規制緩和する法令

- ・学校教育法施行規則 第88条の3

高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

現行

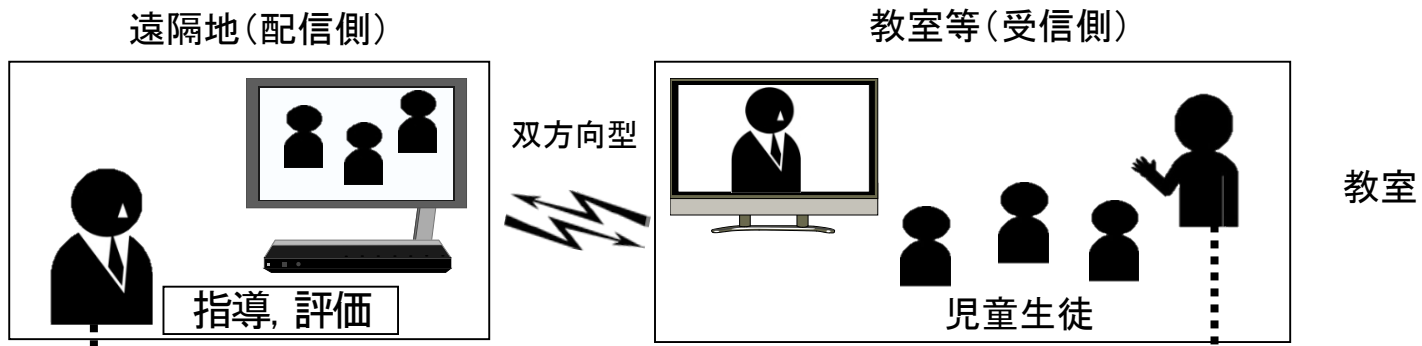


期待される効果

- 専門性の高い指導により, どの学校においても, より質の高い授業を実施

事例1 外国語

外国語の免許(限定特別免許状※を含む)を有するネイティブスピーカーによる外国語の指導

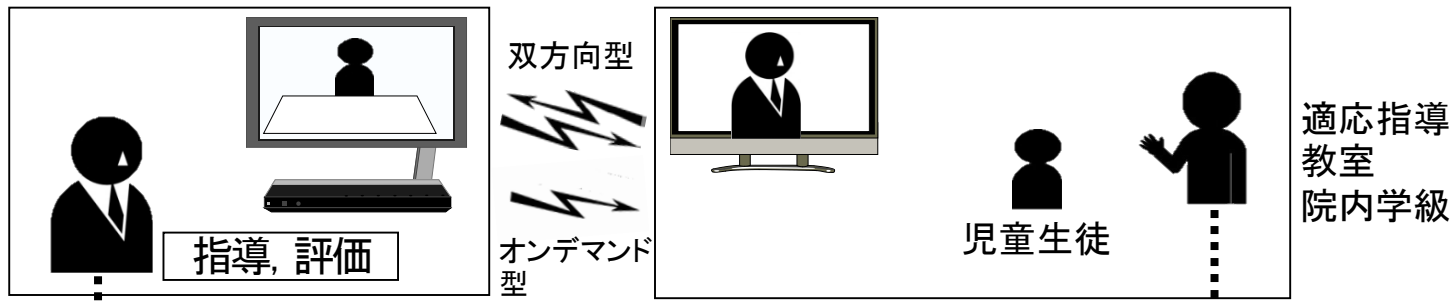


外国語科の教員免許状を有するネイティブスピーカー
※現在提案中の限定特別免許状が認められることで、さらに多くの人財を活用することが期待される。(5ページ参照)

外国語科の教員免許状を有しない教員

事例2 適応指導教室
院内学級

当該科目の教員免許状を有する教員による指導

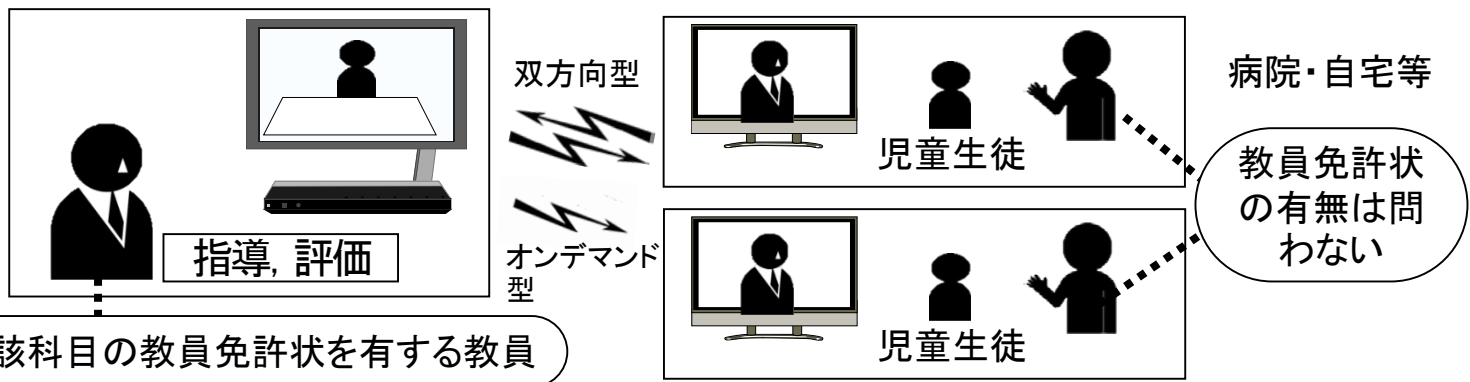


当該科目の教員免許状を有する教員

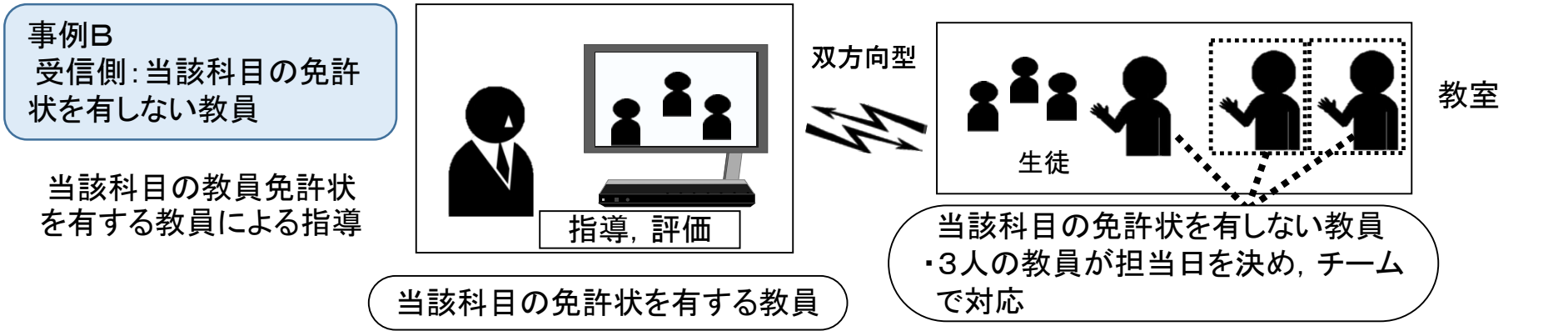
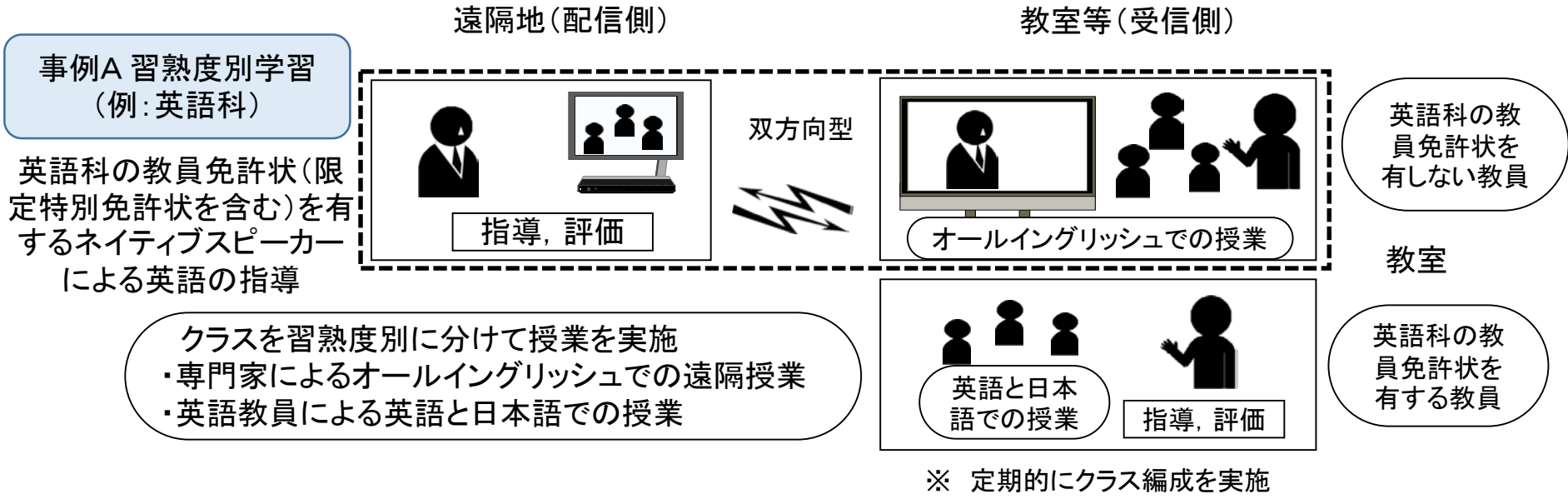
当該校種や当該科目の教員免許状を有しない者(教員OB等)

事例2-2 長期入院
自宅療養等

当該科目の教員免許状を有する教員による指導



当該科目の教員免許状を有する教員



新たな教員免許状制度の創設

教育庁学校教育部特別支援教育課
教員免許G (029-301-5274)

世界で活躍できる将来を担う人財を育成するため、独自の教員免許状制度を創設し、プログラミング教育や外国語教育などに関する高度な知識・技能を有する人材を教育現場で活用する。

現行制度

制度名	有効な範囲等	課題・要件等
特別非常勤講師 (届出)	届出の期間(年度内)	・教科の領域の一部しか担任できない
臨時免許状 (検定)	授与県のみ有効 3年間	・普通免許状を有する者を採用できない場合に限る
特別免許状 (検定)	授与県のみ有効 10年間 ※更新制あり	・教科に関する専門的な知識経験又は技能, 社会的信望, 教員の職務に必要な熱意と識見を有する者に授与 ・任命(雇用)者の推薦を受け, 県で第三者評価を実施することなど, 国で指針を定めている ・有効地域以外は普通免許状と同じ



プログラミング教育の様子
(yuinowaより提供)

提案の具体的内容

◇限定特別免許状の創設

対象: 外国語教育, プログラミング教育等

有効な範囲: 県が承認した活用計画¹⁾に記載された地域・学校のみ

3年間有効(更新制なし)

※有効地域・有効期間以外は普通免許状と同じ

規制緩和する法令

- ・教育職員免許法
- ・教育職員免許法施行規則

1)活用計画承認の手続き

- ①教育委員会等が活用計画を策定
- ②県(授与権者)が計画を承認
- ③県(授与権者)が免許状を授与

期待される効果

- ・ネイティブスピーカーやプログラマー, エンジニア等を教育現場で活用→質の高いきめ細やかな教育の実施
- ・教員の負担軽減→児童生徒と向き合う時間や他の授業準備の時間の増